

正 誤

ページ段 行 誤 正

令和三年二月五日(号外第二十八号) 目次欄中
(原稿誤り)

一一二 六間の協定 間の協定の署名及び効力発生に関する件

令和三年二月五日(号外第二十八号) 外務省告示第四十六号(税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定)
(原稿誤り)

一一下 二相互支援 相互行政支援

令和六年五月十七日農林水産省告示第九百四十六号(保安林の指定をする件)
(原稿誤り)

三四 終りから 一七一、一一三の二八、一一三、一一七、一八三、一三七

一一三の二八、一一三、一一七、一八三、一三七

正 誤

ページ	行	誤	正
九八	改正後欄 一六条	令和六年五月二十四日(号外第百二十四号)公布デジタル庁・総務省令第七号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令) (原稿誤り)	令和六年五月二十四日(号外第百二十四号)公布デジタル庁・総務省令第十号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令) (原稿誤り)
一八四	改正後欄 終りから	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)
一八六	改正後欄 終りから	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)
一八九	改正後欄 終りから	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)
一九四	改正前欄 終りから	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)
二〇六	改正後欄 終りから	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)
二一一	改正後欄 終りから	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)
二一二	改正後欄 終りから	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)
二二二	改正後欄 終りから	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)
三三二	改正後欄 終りから	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)
三三四	改正後欄 終りから	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)
一五	改正後欄 終りから	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)